



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

食品衛生管理者登録講習会の登録（衛生業務課）	1
建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課）	1
都市公園の供用の開始（都市公園課）	2
海洋博覧会地区内施設の入場料の承認（都市公園課）	2

公 告

情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課）	3
個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）	7
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	7
特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・5件（下水道事務所）	7
特定調達契約に係る一般競争入札の公告・6件（下水道事務所）	13

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	23
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示	24
沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令	24
沖縄県教育庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令	25

告 示

沖縄県告示第71号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第4号の規定により、次のとおり講習会を登録した。
令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 講習会の実施者の名称 公益社団法人日本食品衛生協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目6番1号
- 2 講習会の科目及び実施期間
 - (1) 科目 食肉製品関係科目
 - (2) 実施期間 令和5年5月15日から同年11月17日まで
- 3 登録年月日
令和5年2月7日

沖縄県告示第72号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「都市公園課長」を「都市公園課長
首里城復興課長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年2月17日から施行する。

沖縄県告示第73号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称 中城公園
- 2 位置 北中城村字萩道及び字大城並びに中城村字登又及び字久場
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市公園課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 令和5年2月17日

沖縄県告示第74号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり海洋博覧会地区内施設の入場料を承認した。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 令和5年2月1日
- 4 入場料の額
 - (1) 施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	2,180円	1,730円
	高校生	1,440円	1,140円
	中学生及び小学生	710円	560円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。

- (2) 1年間を通して施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	4,360円
	高校生	2,880円

	中学生及び小学生	1,420円
--	----------	--------

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、令和3年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公文書の開示請求の受付状況

（単位：件）

区分	開示請求件数
行政情報センター	1,577
警察情報センター	30
その他窓口（出先機関等）	315
合計	1,922

2 実施機関別開示請求の受理状況

（単位：件）

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	61
	総務部	25
	企画部	24
	環境部	94
	子ども生活福祉部	24
	保健医療部	782
	農林水産部	177
	商工労働部	17
	文化観光スポーツ部	32
	土木建築部	445
	出納事務局	6
	小計	1,687
議会		3
教育委員会		122

公安委員会	0
警察本部長	30
選挙管理委員会	7
監査委員	2
人事委員会	1
労働委員会	0
収用委員会	1
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
公営企業の管理者	56
病院事業の管理者	13
公立大学法人沖縄県立芸術大学	0
合計	1,922

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	964
	部分開示	705
	不開示	44
	存否応答拒否	11
	不存在	341
取下げ		44
合計		2,109

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ 又は 却下	未処理	諮問	情報公開審査会							
				審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	その他
43(7)	2	9	32(7)	18	6(1)	0	8(6)	0	2(2)	5(3)	1(1)

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位：件)

区分	行政情報センター	警察情報センター	その他窓口 (出先機関等)	計
開示請求	950	71	531	1,552
文書による開示請求	117	71	53	241
口頭による開示請求	833	0	478	1,311
訂正請求	0	1	0	1
利用停止請求	0	0	0	0
合計	950	72	531	1,553

注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位：件)

実施機関		開示請求		訂正請求	利用停止請求	計
		文書による 開示の請求	口頭による 開示の請求			
知事	知事公室	0	0	0	0	0
	総務部	10	1	0	0	11
	企画部	0	1	0	0	1
	環境部	2	4	0	0	6
	子ども生活福祉部	27	0	0	0	27
	保健医療部	45	46	0	0	91
	農林水産部	1	40	0	0	41
	商工労働部	0	15	0	0	15
	文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0
	土木建築部	7	0	0	0	7
	出納事務局	1	0	0	0	1
	小計	93	107	0	0	200
教育委員会		10	408	0	0	418
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部		71	0	1	0	72
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		1	0	0	0	1
人事委員会		58	724	0	0	782

労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業の管理者	0	0	0	0	0
病院事業の管理者	8	5	0	0	13
公立大学法人沖縄県立芸術大学	0	67	0	0	67
合計	241	1,311	1	0	1,553

3 文書による開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	68
	部分開示	163
	不開示	3
	不開示（不存在）	14
取下げ		5
検討中		0
合計		253

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 訂正請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	訂正決定	0
	不訂正決定	1
取下げ		0
検討中		0
合計		1

5 利用停止請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	利用停止決定	0
	利用不停止決定	0
取下げ		0
検討中		0

合計	0
----	---

6 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護審査会							
				審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	却下
13(3)	1	1	11(0)	3	4	0	4	1	2	1	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。
 令和3年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、4件について答申した。
 この他、重要事項3件（目的外提供1件、目的外利用1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、目的外利用1件）について答申した。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングモール うるま市字前原303番地ほか54筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 鯉淵豊太郎
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年2月14日から同年3月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月17日 沖縄県指令土第750号、令和4年5月26日 沖縄県指令土第456号（変更）、令和4年6月22日 沖縄県指令土第539号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字田頭東り原23番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目9番1-303号ファミリー花梨 上原司、糸満市西崎一丁目9番1-303号ファミリー花梨 上原優子
- 5 検査済証番号 令和5年2月3日 第4857号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月26日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 次亜塩素酸ナトリウム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 ポリ硫酸第二鉄
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施するポリ硫酸

第二鉄の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤（脱水用）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する高分子凝集剤（脱水用）の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤（濃縮用）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する高分子凝集剤（濃縮用）の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 消化ガス発電設備部品
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去5年間に消化ガス発電設備部品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 納入実績証明書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988（施設班）
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年3月3日（金曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する消化ガス発電設備部品の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 968,000リットル（予定）
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和6年3月31日（日曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年4月3日（月曜日）午前9時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和5年3月31日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Sodium hypochlorite about 968,000ℓ to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024
 - (3) DATE OF BIDS
9:30 a.m. April 3, 2023
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,914,000キログラム（予定）
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和6年3月31日（日曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるポリ硫酸第二鉄の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年4月3日（月曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和5年3月31日(金曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polyferric sulfate about 1,914,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024
 - (3) DATE OF BIDS
11:00 a.m. April 3, 2023
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 103,000キログラム(予定)
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和6年3月31日(日曜日)
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(脱水用)の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和5年2月21日(火曜日)から同年3月9日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月21日(火曜日)から同年3月7日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年4月4日(火曜日)午前9時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日(火曜日)から同年3月7日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和5年4月3日(月曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 103,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024

- (3) DATE OF BIDS
9:30 a.m. April 4, 2023
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（脱水用） 64,500キログラム（予定）
(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
(3) 納入の期限 令和6年3月31日（日曜日）
(4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤（脱水用）の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
(2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年4月4日（火曜日）午前10時
(2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6) 入札条件に違反した入札
(7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和5年4月3日（月曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 64,500kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024
- (3) DATE OF BIDS
10:00 a.m. April 4, 2023
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（濃縮用） 25,500キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和6年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤（濃縮用）の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月9日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年4月4日（火曜日）午前10時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和5年4月3日(月曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 25,500kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
- (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024
- (3) DATE OF BIDS
10:30 a.m. April 4, 2023
- (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備部品 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和6年3月31日(日曜日)
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年2月17日付け沖縄県公報定期第5100号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による消化ガス発電設備部品の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和5年3月3日(金曜日)から同年3月9日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月21日(火曜日)から同年3月7日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年4月4日(火曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年2月21日（火曜日）から同年3月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和5年4月3日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Parts of sewage digestion gas power generation facility 1set
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2024
 - (3) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 4, 2023
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則
(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第3条の表中

学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 服務・選考試験班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室

を

学校人事課	管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班
働き方改革推進課	健康管理班 働き方改革班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教育DX推進室

に

改める。

第6条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の1条を加える。

(働き方改革推進課の分掌事務)

第6条の2 働き方改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校における働き方改革(学校職員の業務の量の適切な管理その他の学校職員の健康及び福祉の確保を図るための取組をいう。)の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 公務災害に関すること。
- (3) 労働安全衛生に関すること。
- (4) 教職員住宅の設置(用地の取得を含む。)、管理及び廃止に関すること。

第7条中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 学校における情報通信技術の活用に関すること。

第15条第2項中「及び学校人事課」を「、学校人事課及び働き方改革推進課」に改める。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

を

県立学校教育課	特別支援教育室長 教育DX推進室長	特別支援教育室の事務を総括する。 教育DX推進室の事務を総括する。
---------	----------------------	--------------------------------------

に改める。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「特別支援教育室長」の次に「、教育DX推進室長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第3号

平成20年沖縄県教育委員会告示第20号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和5年2月17日から施行する。

令和5年2月17日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

表中 「

沖縄県教育委員会職員 (船員、学芸員、専門 員) 採用選考試験	試験の総合得点 及び順位	合格発表の日から1月 を経過する日まで	教育庁総務課
---------------------------------------	-----------------	------------------------	--------

を

「

沖縄県教育委員会職員 (専門員) 採用選考試験	試験の総合得点 及び順位	合格発表の日から1月 を経過する日まで	教育庁総務課
沖縄県教育委員会職員 (船員) 採用選考試験	試験の総合得点 及び順位	合格発表の日から1月 を経過する日まで	教育庁学校人事課

に、

「

沖縄県立高等特別支援学 校入学者選抜	学力検査の教科 別得点及び合計 得点	合格発表の日の翌日か ら1月を経過する日ま で	沖縄県立沖縄高等特別 支援学校、沖縄県立中 部農林高等支援学校、 沖縄県立陽明高等支援 学校、沖縄県立南風原 高等支援学校、沖縄県 立やえせ高等支援学校
-----------------------	--------------------------	-------------------------------	--

を

「

沖縄県立特別支援学校高 等部入学者選抜	学力検査の教科 別得点及び合計 得点	第2次募集の合格発表 の日の翌日から1月を 経過する日まで	各県立特別支援学校
沖縄県立沖縄盲学校高等 部専攻科（保健療科・ 理療科）入学者選抜	学力検査の教科 別得点及び合計 得点	合格発表の日の翌日か ら1月を経過する日ま で	沖縄県立沖縄盲学校

に改める。

沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月17日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「特別支援教育室長」の次に「、教育DX推進室長」を加える。

(教育庁等文書管理規程の一部改正)

第2条 教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 | 学 校 人 事 課 | 教 人 | 」 を 「 | 学 校 人 事 課 | 教 人 |
| 働 き 方 改 革 推 進 課 | 教 働 | 」 に改める。

(健康管理審査委員会規程の一部改正)

第3条 健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「学校人事課長」の次に「、働き方改革推進課長」を加える。

(沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「学校人事課長」を「働き方改革推進課長」に改める。

第20条及び第24条中「学校人事課」を「働き方改革推進課」に改める。

(沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「学校人事課長」を「働き方改革推進課長」に改める。

第23条中「学校人事課」を「働き方改革推進課」に改める。

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

第6条 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「特別支援教育室長」の次に「、教育DX推進室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県教育庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月17日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県教育庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第10条の次に次の1条を加える。

(働き方改革推進課長の専決事項)

第10条の2 働き方改革推進課長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 職員の健康管理計画の実施に関する事。
- (2) 職員及び学校職員の公務災害補償関係の進達及び通知に関する事。

(沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部改正)

第2条 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程（平成25年沖縄県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

学校人事班	学校人事課長	1 災害時における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事配置等に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 災害応急対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。	を
-------	--------	---	---

学校人事班	学校人事課長	1 災害時における県立学校職員及び市町村立小中学校の県	
-------	--------	-----------------------------	--

		費負担教職員に係る人事配置等に関する事 2 部内各班の応援に関する事。	に
働き方改革推進班	働き方改革推進課長	1 職員の健康管理に関する事。 2 災害応急対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。	

改める。

（沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部改正）

第3条 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程（平成27年沖縄県教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

学校人事班	学校人事課長	1 職員の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 新型インフルエンザ等対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関する事。 3 県内感染期における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事配置等に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。	を
-------	--------	--	---

学校人事班	学校人事課長	1 県内感染期における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事配置等に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。	に
働き方改革推進班	働き方改革推進課長	1 職員の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 新型インフルエンザ等対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。	

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--